

三川町地域福祉計画（第4期）

～ 誰もが生きいきと自分らしく
健康で安心して
安全に暮らせるまちづくり～



令和4年3月

三 川 町

はじめに

近年、少子化・高齢化による人口減少や核家族化、ライフスタイルの変化などから地域のつながりが希薄化し、地域社会は大きく変化しています。さらには、社会的孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど生活課題も複雑化・多様化しております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は私たちの暮らし全般に大きな影響をもたらし、特に人と人との関わりや支え合いを基本とする地域福祉活動に大きな影響を与えており、今後は新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式の実践への対応が必要となってまいります。

このような現状を踏まえ、地域福祉をより一層充実していくために、平成28年度に策定した前計画を見直し、「第4期三川町地域福祉計画」を策定しました。この計画は、高齢者福祉、障害者福祉、健康づくり、防災・防犯事業など、全ての住民の暮らしに直結する地域福祉に関する計画を総合的に推進するための計画として位置づけられているものであります。

この策定にあたりましては、住民一人ひとりが、住みなれた地域で自分らしく暮らせるよう、「誰もが生きいきと自分らしく 健康で安心して 安全に暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げることとし、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念や前計画における実績を踏まえながら、少子高齢化の急速な進展に伴う人口減少、高齢者世帯の増加、核家族化、地域社会における住民同士のつながりの希薄化など、住民を取り巻く社会的変化や新たな地域課題に対応するための方策を検討いたしました。

今後は、本計画のもと地域共生社会の実現をめざし、社会福祉協議会等関係機関・団体等が、連携・協働により地域福祉の推進に努めてまいりますので、さらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりアンケート調査をはじめ、多くのご意見、ご協力をいただきました福祉員（町内会長）、民生委員・児童委員、地域福祉計画策定委員や町民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

三川町長 阿 部 誠

目 次

○はじめに

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画づくりの手法	3
5. 計画の位置づけイメージ図	4
第2章 三川町の地域福祉をめぐる現状	5
1. 三川町の概要	5
(1) 人口構成と世帯数	5
(2) 人口動態	6
(3) 年齢別人口（5歳階級）	7
(4) 地区別世帯数と人口	8
(5) 産業別就業人口	9
(6) 就業者の流出・流入人口	10
2. 福祉の状況	11
(1) 児童扶養手当の状況	11
(2) 高齢者の状況	11
(3) 要介護（要支援）認定者の状況	12
(4) 保育の状況（年次・年齢別園児数）	13
(5) 障害のある人の状況	15
3. 各種相談窓口の状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	17
1. 基本理念	17
2. 基本目標	17
3. 計画の体系	18
第4章 基本目標の実現のための具体的方策	19
【基本目標1】共に助け合い思いやりのあるまち	19
<現状と課題>	19
<具体的方策> 連帯感に満ちたコミュニティ（町内会・地域）の形成	19
1. 近所づき合いの推進	19

2. 交流の場の創出	19
3. 町内会活動の推進	19
 【基本目標 2】地域福祉の人材に満ちたまち	21
<現状と課題>	21
<具体的方策> 地域福祉の担い手の育成	21
1. 青少年の福祉意識の醸成	21
2. 福祉サービスを支える人材の育成	21
3. 広報活動等の充実	21
 【基本目標 3】健康で安心して暮らせるまち	22
<現状と課題>	22
<具体的方策> 健康で安心して暮らせる地域づくりと環境整備	22
1. 安心して産み育てられる環境の整備	22
2. 高齢者・障害者等の生活支援と社会参加の促進	22
3. 健康づくりの支援と環境の整備	23
4. 障害者にやさしい環境整備の推進	24
5. 安心して生活できる地域ケア体制の充実	24
6. 自主防災・防犯体制の充実	25
7. 児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、高齢者虐待、 障害者虐待等の防止に向けた連携	26
8. 権利擁護の啓発と普及	26
9. 住環境の整備	27
 【基本目標 4】一人ひとりが築く協働のまち	28
<現状と課題>	28
<具体的方策> 住民の参画によるコミュニティ（町内会・地域）の形成	28
1. 住民の参画機会の拡充と経験・技術の活用	28
2. ボランティア団体等への活動の場の提供	28
3. 関係機関、町内会等との連携	28
 第5章 計画の推進に向けて	30
1. 少子高齢化社会に対応した見守り・支え合いの仕組みづくり	30
2. 地域福祉を支える担い手と役割	30
 三川町地域福祉計画策定委員会委員名簿	33

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らることは、地域住民の共通の願いであり、これまで住民自らが互助の精神に基づき、支え合い、助け合い、協力しながら、町内会を基盤とした地域づくりに取り組んできました。しかしながら、今後団塊の世代の高齢化が増々進み、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域社会における支え合い、助け合いの取り組みの減退が懸念されています。

全国的には、親が80代、子が50代を迎えたまま孤立し、生きることに行きづまるなどの地域課題（8050問題）や介護と育児に同時に直面する世帯の問題（ダブルケア問題）など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、これまでの地域福祉では対応できない課題も多発しています。

このような状況から、国は、子ども、高齢者、障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げており、自分の住む地域の課題を「我が事」と捉え、支援の「支え手」と「受け手」の関係を超えてお互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの醸成が喫緊の課題であるとしています。

今回、地域福祉計画（第4期）（以下、「本計画」という。）の策定にあたり、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえるとともに、これまでの経過やこうした社会状況を見据えながら、障害のあるなしにかかわらず、子どもから高齢者まで誰もが役割を持ち、住み慣れた地域の中で自分らしく健康で幸福に生きいきと暮らしていくことができるまちづくりをめざし、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための方策として策定するものです。

※ SDGs

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目的に策定された、先進国を含む国際社会全体の開発目標のこと。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画です。令和2年度に策定した「第4次三川町総合計画」を踏まえ、社会福祉事業の計画的推進や住民活動と公的サービスの連携を図るための指針として、高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）、障害者計画（障害福祉計画）、健康づくり計画等の上位計画と位置づけ、「地域」や「生活」といった視点で、総合的に地域福祉を推進するための計画です。

なお、「三川町地域福祉活動計画」は、地域福祉推進の中核を担う三川町社会福祉協議会が住民と一緒に策定するもので、町の地域福祉計画の主旨を踏まえた地域福祉活動を展開するための計画です。

= 第1章 計画の策定にあたって =

《参考》

三川町地域福祉計画を策定する法令根拠（社会福祉法より抜粋）

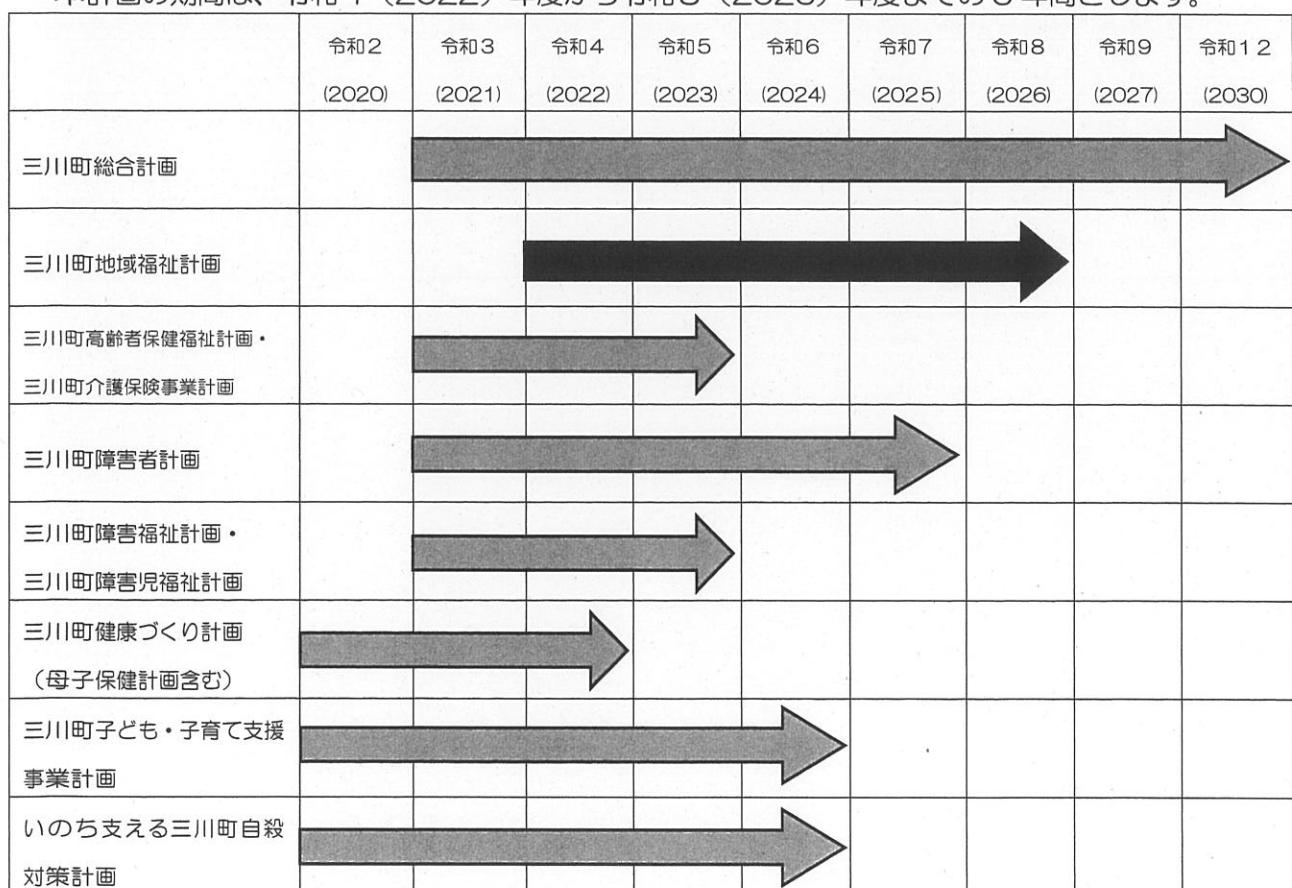
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3. 計画の期間

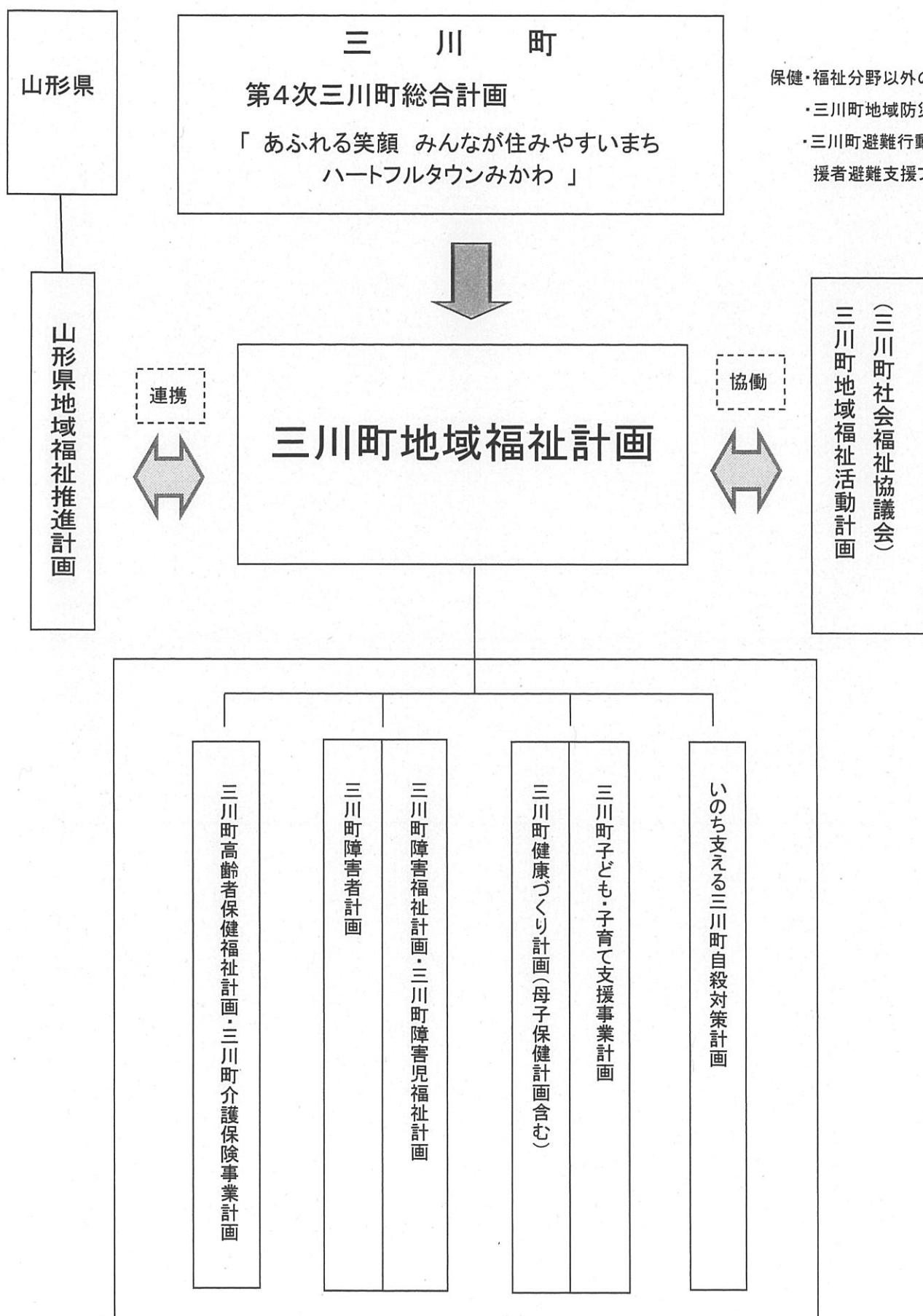
本計画の期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。



4. 計画づくりの手法

本計画の策定にあたり、地域住民や地域福祉の担い手である福祉員（町内会長）、民生委員・児童委員へのアンケート調査を行い、さらに三川町地域福祉計画策定委員会における協議など、多くの意見を聴取して策定しました。

5. 計画の位置づけイメージ図



第2章 三川町の地域福祉をめぐる現状

1. 三川町の概要

(1) 人口構成と世帯数

単位：人、世帯

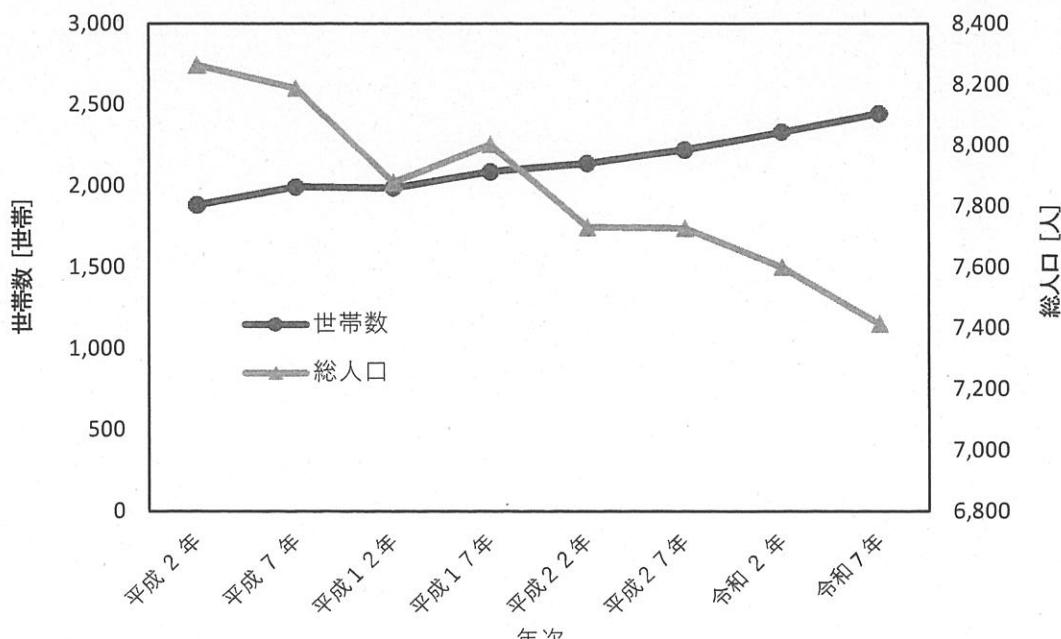
年 次	世帯数	総人口	男	女	1世帯あたり 人 口
平成 2 年	1,883	8,263	3,997	4,266	4.4
平成 7 年	1,993	8,188	3,996	4,192	4.1
平成12年	1,988	7,879	3,824	4,055	4.0
平成17年	2,088	8,003	3,863	4,140	3.8
平成22年	2,140	7,731	3,716	4,015	3.6
平成27年	2,223	7,728	3,715	4,013	3.5
令和 2 年	2,332	7,601	3,694	3,907	3.3
令和 7 年	2,446 (※1)	7,414	3,603 (※2)	3,811 (※2)	3.0

資料：平成2年～令和2年（国勢調査）、令和7年総人口（第4次三川町総合計画における将来人口の目標値）

※1：平成27年から令和2年の伸び率を乗じて算出、※2：令和7年総人口に令和2年の男女比率を乗じて算出

世帯数は平成17年以降増加傾向にあるものの、1世帯あたりの人口をみると令和2年には3.3人と減少しています。これは、少子化とともに核家族化の進行やひとり暮らしなどの高齢者世帯の増加が要因と推測されます。

本町の国勢調査による総人口は減少傾向が続いている一方で、町の住宅政策や民間による住宅分譲、福祉・医療関係施設入所者等の増加等により平成17年に増加に転じたものの、平成22年以降は再び減少しています。



(2) 人口動態

単位：人、件

区分 年次	自然動態			社会動態				
	出生	死亡	出生-死亡	転入	転出	転入-転出	婚姻	離婚
平成23年度	57	111	▲54	258	191	67	26	9
平成24年度	58	92	▲34	192	219	▲27	20	8
平成25年度	61	124	▲63	259	226	33	41	7
平成26年度	66	120	▲54	213	174	39	34	4
平成27年度	72	125	▲53	219	196	23	32	13
平成28年度	69	113	▲44	182	183	▲1	32	8
平成29年度	71	113	▲42	206	251	▲45	21	9
平成30年度	59	124	▲65	229	201	28	28	9
令和元年度	61	117	▲56	222	171	51	16	5
令和2年度	65	125	▲60	202	167	35	22	12

資料：町民課

自然動態によると、平成24年度以前の出生数は毎年50人台、平成25年以降は60人以上とわずかながら増加傾向にありますが、その一方で死亡数については、平成23年度以降では、平成24年を除き110人～120人台となっており、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。

(3) 年齢別人口(5歳階級)

単位:人、%

年次等 区分	国勢調査(各年10月1日現在)								住民基本台帳	
	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		(令和3年3月31日現在)	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
総数	8,003	100.0	7,731	100.0	7,728	100.0	7,601	100.0	7,361	100.0
幼少年人口	1,093	13.7	998	12.9	1,008	13.0	994	13.1	999	13.6
0~4歳	342	4.3	284	3.7	314	4.1	331	4.4	331	4.5
5~9歳	352	4.4	364	4.7	328	4.2	333	4.4	335	4.6
10~14歳	399	5.0	350	4.5	366	4.7	330	4.3	333	4.5
生産年齢人口	4,542	56.7	4,358	56.4	4,124	53.3	3,929	51.7	3,949	53.6
15~19歳	377	4.7	308	4.0	287	3.7	295	3.9	318	4.3
20~24歳	282	3.5	251	3.3	242	3.2	241	3.2	280	3.8
25~29歳	421	5.3	312	4.0	319	4.1	287	3.8	300	4.1
30~34歳	430	5.4	458	5.9	373	4.8	380	5.0	377	5.1
35~39歳	412	5.1	441	5.7	489	6.3	402	5.3	407	5.5
40~44歳	429	5.4	409	5.3	458	5.9	505	6.6	499	6.8
45~49歳	515	6.4	434	5.6	387	5.0	460	6.0	450	6.1
50~54歳	630	7.9	506	6.5	426	5.5	402	5.3	410	5.6
55~59歳	618	7.7	624	8.1	520	6.7	438	5.8	411	5.6
60~64歳	428	5.3	615	8.0	623	8.1	519	6.8	497	6.8
老齢人口	2,368	29.6	2,372	30.7	2,555	33.1	2,664	35.0	2,413	32.8
65~69歳	531	6.6	412	5.3	629	8.1	615	8.1	582	7.9
70~74歳	555	6.9	515	6.7	395	5.1	612	8.0	619	8.4
75~79歳	578	7.2	504	6.5	499	6.5	368	4.8	322	4.4
80~84歳	375	4.7	513	6.6	420	5.5	425	5.6	372	5.1
85~89歳	195	2.5	274	3.6	380	4.9	357	4.7	297	4.0
90歳~	134	1.7	154	2.0	232	3.0	287	3.8	221	3.0
年齢不詳			3	0.0	41	0.6	14	0.2		
年齢不詳			3	0.0	41	0.6	14	0.2		

資料:国勢調査・町民課

国勢調査によると、幼少年人口と生産年齢人口が減少し、老齢人口の割合が増加しています。また、団塊の世代が含まれる年代の人口構成比が高くなっています。今後さらなる老齢人口の増加が伺えます。

(4) 地区別世帯数と人口

単位：世帯、人

地区	住民基本台帳(平成28年3月31日現在)				住民基本台帳(令和3年3月31日現在)			
	世帯数	人口			世帯数	人口		
		総数	男	女		総数	男	女
横山上	157	507	244	263	160	473	225	248
横山中	152	500	249	251	187	562	274	288
横山下	127	450	216	234	147	523	257	266
土橋	40	138	71	67	40	127	69	58
助川	47	173	94	79	45	159	84	75
堤野	19	68	30	38	20	67	30	37
横内	53	189	87	102	56	173	79	94
竹原田	15	53	23	30	14	46	20	26
加沼	20	77	32	45	19	68	30	38
小尺	18	59	27	32	18	58	29	29
横川	88	338	164	174	85	311	157	154
なの花荘	80	80	19	61	79	79	14	65
青山	86	316	151	165	85	279	140	139
天神堂	90	271	136	135	102	287	149	138
尾花	20	49	27	22	19	51	27	24
猪子	248	782	380	402	247	733	362	371
成田新田	129	459	223	236	131	447	219	228
東沼	48	194	97	97	47	162	84	78
すみよし	41	157	72	85	41	146	69	77
三本木	97	340	168	172	120	342	169	173
袖東町	139	371	176	195	149	386	190	196
桜木町	39	127	66	61	46	138	67	71
対馬	59	235	108	127	61	222	105	117
上町	160	475	249	226	163	468	238	230
押切中町	194	549	267	282	197	515	251	264
押切下町	91	254	131	123	93	237	120	117
落合	27	106	49	57	27	95	47	48
土口	65	237	105	132	62	207	101	106
合計	2,349	7,554	3,661	3,893	2,460	7,361	3,606	3,755

資料：町民課

横山中、横山下、天神堂、袖東町、桜木町町内会の世帯数、人口が増加しており、これは、町の住宅政策のほか、民間による住宅分譲やアパート建設等によるものと考えられます。

= 第2章 三川町の地域福祉をめぐる現状 =

(5) 産業別就業人口

単位：人、%

区分 年次	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	総数	構成比								
総 数	4,438	100.0	4,146	100.0	4,036	100.0	3,820	100.0	3,941	100.0
第1次産業	937	21.1	706	17.0	756	18.7	639	16.7	623	15.8
農業・林業	937	21.1	706	17.0	756	18.7	639	16.7	622	15.8
漁業・水産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
第2次産業	1,705	38.4	1,597	38.5	1,327	32.9	1,202	31.5	1,134	28.8
鉱業	3	0.1	11	0.3	3	0.1	3	0.1	1	0.0
建設業	694	15.6	606	14.6	498	12.3	393	10.3	377	9.6
製造業	1,008	22.7	980	23.6	826	20.5	806	21.1	756	19.2
第3次産業	1,796	40.5	1,839	44.4	1,943	48.2	1,968	51.5	2,179	55.3
電気・ガス・水道	17	0.4	20	0.5	15	0.4	15	0.4	21	0.5
運輸通信業	165	3.7	154	3.7	143	3.5	176	4.6	140	3.6
卸・小売業	639	14.4	665	16.0	601	14.9	534	14.0	567	14.4
金融・保険業	45	1.0	57	1.4	52	1.3	49	1.3	50	1.3
不動産業	5	0.1	3	0.1	1	0.0	15	0.4	22	0.6
サービス業	726	16.4	741	17.9	971	24.1	1,032	27.0	1,225	31.1
公務	199	4.5	199	4.8	160	4.0	147	3.8	154	3.9
分類不能産業	0	0.0	4	0.1	10	0.2	11	0.3	5	0.1

資料：国勢調査

構成比において、平成7年に就業人口の21%以上あった農業が、平成27年には約15.8%に減少し、一方、サービス業が約16.4%から31.1%に増加しており、職業の多様化が伺えます。

(6) 就業者の流出・流入人口

単位：人、%

区分 年次	常住地に による就業者	流 出		従業地に による就業者	流 入		従／常 就業者比
		就業者数	流出率		就業者数	流入率	
平成2年	4,491	1,821	40.5	4,370	1,700	38.9	97.3
平成7年	4,438	1,913	43.1	4,494	1,969	43.8	101.3
平成12年	4,146	2,057	49.6	4,363	2,274	52.1	105.2
平成17年	4,036	2,024	50.1	4,927	2,915	59.2	122.1
平成22年	4,123	2,291	55.6	5,150	3,281	63.7	124.9
平成27年	3,941	2,392	60.7	4,932	3,170	64.3	125.1

資料：国勢調査

常住地による就業者は減少し、流出率は増加しています。流入率の增加は、町内事業所の増加や大規模商業施設の立地等が考えられます。

2. 福祉の状況

(1) 児童扶養手当の状況

単位：世帯

年 次	母子世帯数	父子世帯数	合 計
平成23年度	49	14	63
平成24年度	48	10	58
平成25年度	48	11	59
平成26年度	49	11	60
平成27年度	41	9	50
平成28年度	46	9	55
平成29年度	43	9	52
平成30年度	37	10	47
令和元年度	41	8	49
令和2年度	39	7	46

資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

母子、父子世帯は横ばい傾向が続いている。

(2) 高齢者の状況

区 分 年 度	人 口 (人)	60歳以上		65歳以上		65歳以上の人口のうち		高齢者夫 婦世帯 (世帯)
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	ひとり暮らし高 齢者 (人)	高齢者のみで構成 される世帯 (世帯)	
平成23年度	7,651	2,853	37.3	2,178	28.5	146	309	138
平成24年度	7,615	2,902	38.1	2,245	29.5	162	327	191
平成25年度	7,598	2,915	38.4	2,287	30.1	184	353	209
平成26年度	7,584	2,926	38.6	2,309	30.4	184	376	215
平成27年度	7,549	2,929	38.8	2,332	30.9	185	382	174
平成28年度	7,509	2,936	39.1	2,362	31.5	210	418	192
平成29年度	7,415	2,928	39.5	2,387	32.2	225	440	203
平成30年度	7,384	2,931	39.7	2,386	32.3	231	468	224
令和元年度	7,379	2,918	39.5	2,406	32.6	259	499	195
令和2年度	7,361	2,910	39.5	2,413	32.8	267	507	230

資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

60歳以上の高齢者割合は近年ほぼ横ばい傾向にあるものの、65歳以上の割合は増加傾向にあります。また、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯も増加傾向にあります。

(3) 要介護(要支援)認定者の状況

単位：人

区分 年次	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
	1	2						
平成23年度	43	43	88	65	49	45	68	401
平成24年度	46	43	96	77	49	38	66	415
平成25年度	44	38	95	94	54	44	67	436
平成26年度	53	48	101	84	61	46	63	456
平成27年度	49	57	99	81	63	47	69	465
平成28年度	44	48	105	67	78	46	65	453
平成29年度	52	52	96	77	74	48	67	466
平成30年度	54	54	87	74	73	55	60	457
令和元年度	37	52	85	69	65	68	55	431
令和2年度	44	55	83	69	70	66	46	433

資料：健康福祉課（各年度3月31日現在）

要支援・要介護者数は、平成29年度にピークを迎え、増加から減少傾向に転じています。

= 第2章 三川町の地域福祉をめぐる現状 =

(4) 保育の状況(年度・年齢別園児数)

《みかわ保育園》

単位:人

年度	0歳 (定員15)		1歳 (定員25)		2歳 (定員30)		3歳 (定員60)		計 (定員130)	
	5/1現在 入所人数	3/31現在 入所人数								
平成23年度	9	15	12	16	15	15	48	52	84	98
平成24年度	3	8	24	25	27	27	36	37	90	97
平成25年度	12	15	15	16	34	32	49	50	110	113
平成26年度	4	11	18	16	24	26	46	48	92	101
平成27年度	6	12	19	18	29	30	36	38	90	98
平成28年度	6	13	24	24	24	26	49	49	103	112
平成29年度	6	21	23	25	35	35	41	42	105	123
平成30年度	5	20	32	33	34	31	45	47	116	131
令和元年度	9	17	29	32	41	42	49	51	128	142
令和2年度	7	17	25	26	41	40	52	50	125	133

《みかわ幼稚園》

単位:人

年度	4歳 (定員155)		5歳 (定員155)		計 (定員155)	
	5/1現在 入園人数	3/31現在 入園人数	5/1現在 入園人数	3/31現在 入園人数	5/1現在 入園人数	3/31現在 入園人数
平成23年度	65	63	72	73	137	136
平成24年度	62	60	65	66	127	126
平成25年度	56	57	60	61	116	118
平成26年度	58	58	56	57	114	115
平成27年度	64	64	61	61	125	125
平成28年度	45	45	64	63	109	108
平成29年度	53	54	50	50	103	104
平成30年度	52	52	53	52	105	104
令和元年度	52	52	53	53	105	105
令和2年度	59	60	53	51	112	111

= 第2章 三川町の地域福祉をめぐる現状 =

《いのこ保育園》

単位：人

年度	0歳 (定員18)		1歳 (定員18)		2歳 (定員18)		3歳 (定員10)	
	5/1現在 入所人数	3/31現在 入所人数	5/1現在 入所人数	3/31現在 入所人数	5/1現在 入所人数	3/31現在 入所人数	5/1現在 入所人数	3/31現在 入所人数
平成23年度	5	18	7	8	3	5	3	3
平成24年度	5	20	11	11	7	8	7	7
平成25年度	9	20	12	12	9	11	9	9
平成26年度	9	18	14	14	12	10	11	10
平成27年度	4	13	18	17	15	15	11	12
平成28年度	7	16	12	10	19	18	19	16
平成29年度	11	16	15	17	12	11	16	15
平成30年度	11	19	15	16	17	16	11	10
令和元年度	8	21	21	22	17	18	15	15
令和2年度	6	18	19	17	22	21	17	17

年度	4歳 (定員8)		5歳 (定員8)		計 (定員80)	
	5/1現在 入所人数	3/31現在 入所人数	5/1現在 入所人数	3/31現在 入所人数	5/1現在 入所人数	3/31現在 入所人数
平成23年度	0	0	0	0	18	34
平成24年度	2	2	0	0	32	48
平成25年度	2	2	2	2	43	56
平成26年度	7	8	0	0	53	60
平成27年度	7	7	8	8	63	72
平成28年度	11	11	7	6	89	77
平成29年度	15	15	9	8	102	82
平成30年度	12	12	15	14	81	87
令和元年度	11	11	11	10	83	97
令和2年度	12	12	10	10	86	95

※ 本町園児分のみ掲載。

資料：健康福祉課、教育課

= 第2章 三川町の地域福祉をめぐる現状 =

(5) 障害のある人の状況

○障害者手帳を所持している人

単位：人

区分		平成28年3月31日現在			令和3年3月31日現在		
		在宅者	施設入所者	総数	在宅者	障害者施設入所者	総数
身体障害	18歳未満	7	0	7	3	0	3
	18~64歳	62	4 (介護施設除く)	66	54	3	57
	65歳以上	246	1	247	219	0	219
	計	315	5	320	276	3	279
知的障害	18歳未満	3	0	3	7	0	7
	18~64歳	24	5	29	33	2	35
	65歳以上	1	3	4	5	2	7
	計	28	8	36	45	4	49
精神障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0
	18~64歳	23	1	24	19	0	19
	65歳以上	4	2	6	13	0	13
	計	27	3	30	32	0	32
合計	18歳未満	10	0	10	10	0	10
	18~64歳	109	10	119	106	5	111
	65歳以上	251	6	257	237	2	239
	計	370	16	386	353	7	360

※ この表には重複する方もいることから延べ人数になります。

資料：健康福祉課

本町における障害者手帳を所持している人は、身体・知的・精神の3障害のうち、身体は減少していますが、知的障害は大幅に増加しており、そのほとんどが在宅で生活しています。また、令和3年3月31日現在の身体障害の年代別の状況をみると、65歳以上の方の多いことがわかります。

3. 各種相談窓口の状況

相 談 窓 口 名	相 談 先	相 談 受 付 日
福祉相談（ひとり親・家庭教育・児童虐待等）	役場（健康福祉課家庭支援係）	月曜日～金曜日
障害者相談	あおぞら（相談支援事業所・酒田市）	月曜日～金曜日
介護保険相談（介護保険全般）	役場（健康福祉課介護支援係）	月曜日～金曜日
高齢者総合相談（人権・高齢者虐待等）	役場（地域包括支援センター）	月曜日～金曜日
健康相談（健康・育児）	役場（健康福祉課健康係）	月曜日～金曜日
子育て相談	妊娠中から子育て期全般	役場（母子健康包括支援センター）
	幼児期の子育て全般	テオトル（子育て支援センター）
就園・就学相談	保育園等入園	役場（健康福祉課子ども支援係）
	小中学校入学	役場（教育委員会）
言葉の発達相談（言葉に関する教育相談）	役場（教育委員会）	随時（相談し決定）
生涯学習相談（生涯学習全般）	テオトル（教育委員会）	月曜日～金曜日
心配ごと相談（心配ごと全般）	社会福祉協議会	月曜日～金曜日
行政相談（行政全般）	役場（企画調整課企画調整係）	3・6・9・12月 の第1火曜日
人権相談（人権全般）	役場（町民課住民係）	3・6・9・12月 の第1火曜日
農家相談	役場（農業委員会）	月曜日～金曜日

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

住み慣れた地域の中で、性別や障害の有無などにかかわらず、子どもから高齢者までのすべての人が健康で生きいきと安心して暮らせるまちをめざすには、住民同士が互いに支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

このため、あらゆる住民が役割を持ち、生きがいを共に創りながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成を推進する必要があります。

地域福祉における様々な課題解決に向け、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を踏まえるとともに、これまでの経過や社会状況を見据え、第4次三川町総合計画の基本理念の一つである「誰もが生きいきと自分らしく、健康で安心して、安全に暮らせるまちづくり」を本計画の基本理念に設定します。

「誰もが生きいきと自分らしく 健康で安心して 安全に暮らせるまちづくり」

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現と様々な課題解決のため、次の 4 つの基本目標を掲げ広範囲にわたる施策に取り組みます。

- 1 共に助け合い思いやりのあるまち
- 2 地域福祉の人材に満ちたまち
- 3 健康で安心して暮らせるまち
- 4 一人ひとりが築く協働のまち

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	具体的方策
誰もが生き生きと自分らしく健康で安心して安全に暮らせるまちづくり	1 共に助け合い 思いやりのあるまち	○連帯感に満ちたコミュニティ（町内会・地域）の形成 1. 近所づき合いの推進 2. 交流の場の創出 3. 町内会活動の推進
	2 地域福祉の人材に満ちたまち	○地域福祉の担い手の育成 1. 青少年の福祉意識の醸成 2. 福祉サービスを支える人材の育成 3. 広報活動等の充実
	3 健康で安心して暮らせるまち	○健康で安心して暮らせる地域づくりと環境整備 1. 安心して産み育てられる環境の整備 2. 高齢者・障害者等の生活支援と社会参加の促進 3. 健康づくりの支援と環境の整備 4. 障害者にやさしい環境整備 5. 安心して生活できる地域ケア体制の充実 6. 自主防災・防犯体制の充実 7. 児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、高齢者虐待、障害者虐待等の防止に向けた連携 8. 権利擁護の啓発と普及 9. 住環境の整備
	4 一人ひとりが築く協働のまち	○住民の参画によるコミュニティ（町内会・地域）の形成 1. 住民の参画機会の拡充と経験・技術の活用 2. ボランティア団体等への活動の場の提供 3. 関係機関、町内会等との連携

第4章 基本目標の実現のための具体的方策

【基本目標1】共に助け合い思いやりのあるまち

＜現状と課題＞

人口減少や高齢化、ひとり暮らし高齢者などの高齢者世帯の増加、職業の多様化などにより、これまで当たり前のこととして行われてきた家族・地域での互助の精神による助け合いが少なくなっています。住民一人ひとりが地域の主役という意識を持ち、積極的に地域に関わり、一人暮らし高齢者など支援を必要とする世帯への見守り・支え合いの新たな仕組みづくりに取り組む必要があります。

住み慣れた地域の中で、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するためには、支え手側、受け手側に分かれることなく、すべての人が役割を持ちお互いが支え合うことが必要です。近所との良好な関係や地域の中での連携や「誰一人取り残さない」というSDGsの考えを踏まえ、持続可能な地域づくりの取り組みを推進します。

＜具体的方策＞ 連帯感に満ちたコミュニティ（町内会・地域）の形成

1. 近所づき合いの推進

近所のちょっとした手伝いや助けがあれば、悩まなくて済むことがあります。日頃から、あいさつの実践により、人と人とのつながりを築き、近所同士の声かけや見守りなどを通じて、近所や地域との関わりを深め、地域の支え合いを築くような取り組みを推進します。

2. 交流の場の創出

助け合いの基本は人ととのつながりです。高齢者世帯や、ひとり親世帯等が孤立することなく、住民同士が知り合う機会として、高齢者、障害者、子育て中の親、子どもなど、住民の誰もが参加しやすい行事を公民館等の身近な場所で開催するなど、住民同士が顔を合わせるきっかけをつくり、連帯感を深める取り組みを推進します。

3. 町内会活動の推進

地域の連帯感の高まりは町内会活動に期待するところが大きく、町内会自体の取り組みの活発化を図るとともに、その活動が効果的に継続的に行われるよう支援します。

＜今後の取り組み等＞

取り組み	実施主体
・町内会活動が効果的に継続して行われるよう、情報提供や話し合いへの参加など町内会活動を支援します。	行政(総務課・企画調整課)
・地域住民への町内会活動の啓発や参加を呼びかけ、地域の連帯感を醸成します。	地域
・町内会における役員(福祉員含む)、民生委員・児童委員、保健委員等の連携を強化し、日常生活の相談・見守り・支援を行う町内会のネットワークづくりに努めます。	行政(健康福祉課) 社会福祉協議会 地域

= 第4章 基本的目標の実現のための具体的方策 =

取り組み	実施主体
・地域包括支援センターに生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域での支え合い等の取り組みを支援します。	行政（健康福祉課） 地域包括支援センター

【基本目標2】地域福祉の人材に満ちたまち

＜現状と課題＞

地域における見守り・支え合い活動を推進していくためには、地域住民の理解と協力が必要です。地域住民が役員に頼るだけでは役員への負担が大きく、役員のなり手がないといった状況になりがちです。そのため、地域福祉の担い手として、子どもの頃から地域への愛着を育て、地域に貢献できる人材を育成していく必要があります。

地域福祉を推進するためには、より多くの住民が「支え合い、助け合う地域社会が大切である。」という意識を持っていることが大切です。

一人でも多くの地域福祉活動の理解者・実践者が生まれるような担い手の育成に取り組みます。

＜具体的方策＞ 地域福祉の担い手の育成

1. 青少年の福祉意識の醸成

次代を担う青少年等に、地域の支え合いの意識や考え方の基盤をつくる学習機会を提供し、将来にわたって地域を支えていくけるような新たな担い手を育成していきます。

＜今後の取り組み等＞

取り組み	実施主体
・青少年による老人施設や保育施設でのボランティア活動や、高齢者や乳幼児とのふれあいといった世代間交流の場や地域福祉に関する学習機会を多く持ち、福祉意識の醸成に努めます。	行政（教育課） 社会福祉協議会
・青少年に対し、子ども会、育成会を中心とした地域活動を通じて、進んで地域に貢献するボランティア精神を醸成します。	地域

2. 福祉サービスを支える人材の育成

きめ細かな福祉サービスの提供を行うため、地域福祉を支える人材を一人でも多く育成していきます。

＜今後の取り組み等＞

取り組み	実施主体
・福祉員(町内会長)、民生委員・児童委員が地域の中で適切な活動ができるよう、研修会や情報提供などの充実を図ります。	行政（健康福祉課） 社会福祉協議会
・地域における健康づくり事業や食生活改善事業、自主グループの育成支援などを通して、地域福祉の担い手となる人材の育成を図ります。	行政（健康福祉課） 地域
・福祉団体等に対する助言や新たな活動の提案などを行います。	社会福祉協議会

3. 広報活動等の充実

広報誌や町ホームページ等を活用し地域福祉に関する情報（実践例や功労者等）を広く住民に周知し、地域福祉に関する理解者と共に活動する住民の増加を図るなど、地域福祉の推進に努めます。

【基本目標3】健康で安心して暮らせるまち

＜現状と課題＞

今後一層支援を必要とする人が増加していく中で、子どもから高齢者までのすべての人が、住み慣れた地域の中で健康で安心して暮らしていくことができるよう、これまで以上に、地域・行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会などが連携していく必要があります。

子どもから高齢者まで、また、障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で生きがいを持ち、健康で安心した生活ができるように、地域のすべての人が互いに支え合う仕組みづくりに取り組みます。

コロナ禍での外出控えのストレスや、医療機関の受診控えによる健康悪化が危惧されるため、感染予防に配慮したうえで、健康維持に必要な行動や外出をするよう周知に努めます。

＜具体的方策＞ 健康で安心して暮らせる地域づくりと環境整備

1. 安心して産み育てられる環境の整備

次代を担う子どもたちを心豊かに健やかに育てるために、子育てに関わる親や家族を地域全体で支え、安心して産み育てられる環境の整備を図ります。

＜今後の取り組み等＞

取り組み	実施主体
・妊娠中や出産後の育児不安の軽減を図るため、妊産婦・乳幼児の健診や相談指導体制の充実を図ります。	行政（健康福祉課）
・出産や子育て等にかかる家庭の経済的負担の軽減を図ります。	行政（健康福祉課・町民課）
・乳幼児や児童が親子で遊び、他の親子と交流できるような場の設定や、子育てサークル、子育てボランティア活動の支援に努めます。	行政（健康福祉課・教育課） 地域
・共働き家庭、ひとり親家庭の保護者等が安心して就労できるよう、保育サービスの充実を図ります。	行政（健康福祉課・教育課）
・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）を中心に、子育て情報の発信や育児相談の充実を図ります。	行政（健康福祉課）
・放課後における児童の健全育成を図るため、民間事業者が運営する学童保育所への支援を行います。	行政（健康福祉課）
・子どもたちに外遊びを促すとともに、安心で安全な遊び場と遊具などの整備を推進します。	地域 行政（企画調整課）
・子どもだけでの留守番家庭の把握や緊急連絡先の確認を行い、事故などに早急に対応できる体制の充実を図ります。	地域・個人
・子どもたちの通学の安全を確保するため、通学路の点検整備や不審者対策に努めます。	行政（総務課・建設環境課・教育課） 地域

2. 高齢者・障害者等の生活支援と社会参加の促進

高齢者や障害者が住み慣れた地域の中で生きがいをもって安心して暮らすことができるよう、健康と生きがいづくり、介護予防、認知症対策等地域や社会全体で支える取り組みを行います。

<今後の取り組み等>

取り組み	実施主体
・支援を必要とする高齢者や障害者を把握し、日頃からの見守りや声かけにより、安心で安全な暮らしを確保します。	地域・個人
・閉じこもりがちな高齢者や障害者等に対し、地域や行政、地域包括支援センタ一、訪問介護事業者等が連携し、見守り体制の充実を図ります。	地域 行政（健康福祉課） 地域包括支援センター 社会福祉協議会 福祉事業者
・閉じこもりがちな高齢者や障害者が参加しやすい行事を開催します。	行政（健康福祉課） 社会福祉協議会 地域
・高齢者や障害者が住みなれた地域で暮らし続けるための新たなニーズを把握し、在宅福祉サービスの充実と整備を図ります。	行政（健康福祉課） 社会福祉協議会
・交通弱者といわれる高齢者や障害者の交通手段の確保や、交通費にかかる負担の軽減を図るなど、外出を喚起する取り組みを行います。	行政（健康福祉課・企画調整課）
・高齢者や障害者が安心して暮らしていくための移動にかかる「助け合い」を地域の中で検討します。	社会福祉協議会 地域
・高齢者の就労情報の提供や、状況に応じた相談・支援体制の充実を図ります。 ・関係機関との連携を強化し、障害者の相談や雇用の促進を図り、障害者の社会参加を促進します。	行政（健康福祉課） 社会福祉協議会

3. 健康づくりの支援と環境の整備

住民一人ひとりが生きがいのある生活と健康寿命の延伸をめざし、自らの心身の健康増進のための取り組みへの支援と、その環境整備を図ります。

<今後の取り組み等>

取り組み	実施主体
・健康診査や結果相談会を実施し、住民の健康増進や疾病の早期発見、早期治療に努めます。	行政（健康福祉課）
・保健医療体制の充実に努め、適切な受診の確保に努めます。	行政（健康福祉課）
・気軽に受診・相談できる「かかりつけ医制度」の周知と普及を図ります。	行政（健康福祉課）
・自らの健康を守るために定期的に健康診査を受けるとともに、健康づくり事業にも積極的に参加します。	地域・個人
・食生活改善推進協議会と連携を図り、地域での食生活改善に努め、生活習慣病予防への意識を醸成します。	行政（健康福祉課） 地域
・健康づくり事業を実施し、健康づくりへの関心が高まるよう住民への働きかけを行うとともに、運動の習慣化を図ります。	行政（健康福祉課・教育課） 地域
・ひきこもりやうつ病等に対し、地域や職場において見守りや支援のできる人材の育成に努め、その早期発見、早期支援を行い、こころの健康づくりを促進します。	行政（健康福祉課） 地域

= 第4章 基本的目標の実現のための具体的方策 =

取り組み	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・心の悩み等を気軽に相談できる心配ごと相談や、心の健康相談の充実を図り、うつ病予防や自殺防止に努めます。 ・自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のため、見守りや相談等の役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。 ・児童生徒に対し、命の大切さやSOSの出し方の教育を行います。 	行政(健康福祉課・教育課) 地域包括支援センター 社会福祉協議会

4. 障害者にやさしい環境整備の推進

住み慣れた地域に物理的・心理的な障壁がなく、安心して自立した日常生活が送られるような地域社会の形成に取り組みます。

また、令和3年3月に、「三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例」を施行し、障害を理由とする差別解消を推進することとし、住民や事業者への理解や町の施策への協力を求め、共に尊重し支え合いながら暮らすことのできる共生社会の実現を目指しています。

〈今後の取り組み等〉

取り組み	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭、町内会施設、公共施設等すべての施設において、段差の解消などのバリアフリー化や、合理的配慮のもとユニバーサルデザインを考慮した暮らしやすい施設づくりに努めます。 	行政(建設環境課等) 地域・個人
<ul style="list-style-type: none"> ・偏見や理解不足から無意識に差別をしてしまうことのないよう、心のバリアフリー化を図るため、幼少期からの福祉体験や福祉教育の実践など、各種啓発に努めます。 ・障害者の差別解消に向け広報啓発に努めます。 ・障害者への理解を深め、町の施策に協力します。 	行政(健康福祉課・教育課) 社会福祉協議会 地域・個人
<ul style="list-style-type: none"> ・各種行事を企画する場合においては、すべての住民が参加しやすい内容になるよう配慮します。 	行政(全体) 地域包括支援センター 社会福祉協議会 地域

※ バリアフリー

段差等の物理的障壁の除去という意味だけでなく、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な「障壁(バリア)」の除去というように、より広い意味で用いられている。

※ 合理的配慮

障害者の権利に関する条約「第二条 定義」において「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

※ ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍、性別、年齢といった差異や障害、能力を問わず利用することができる施設・製品・情報の設計のこと。

5. 安心して生活できる地域ケア体制の充実

今後さらに進む少子高齢化に対し保健・医療・介護・福祉等の関係機関が相互に連携した一体的な対応により、全世代の課題を解決する地域包括ケアシステムの充実・強化への取り組みや、障害者が地域の中で安心して自立した生活ができるよう、福祉事業者と連携した福祉サービスの利用を推進するなど、地域ケア体制の

第4章 基本的目標の実現のための具体的方策

充実・強化に取り組みます。

また、8050問題やダブルケア問題などの複合的な課題に対応するため、高齢者、障害者、児童等の分野ごとに行うのではなく、一体的な切れ目のない支援を提供できる体制づくりに努めます。

※ 地域包括ケアシステム

生活上の安全・安心・健康等を確保するために、医療、介護予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを、日常生活の場で適切に供給するための地域での体制のこと。

＜今後の取り組み等＞

取り組み	実施主体
・関係団体と連携し、包括的相談窓口の設置に努めます。	行政（健康福祉課）
・相談支援を行う事業者間の連携を強化し、複合的な課題に対応します。	地域包括支援センター
・生活困窮者の相談に関係機関と連携し、自立を支援します。	社会福祉協議会
・地域で困っている人に相談窓口等の情報を提供します。	地域・個人
・地域で生活困窮者の把握に努め、助言や見守りを推進します。	

6. 自主防災・防犯体制の充実

緊急時や災害時においては、自分のことは自分で守る「自助」が大切であるとともに、地域や、近隣のサポートで「自助」を補完する「共助」が特に重要です。日頃から“助け合い”的意識を共有し、災害の未然防止や被害の軽減を図るために取り組みを行います。また、防犯活動についても同様の取り組みを行い犯罪のないまちづくりをめざします。

＜今後の取り組み等＞

取り組み	実施主体
・自主防災会が適切に活動できるよう町の防災計画の周知と連携を図ります。	行政（総務課）
・自主防災会の防災計画や避難計画の見直しを隨時行い、その内容を住民に周知します。	地域
・大規模災害に備え、日頃から避難場所や避難経路の確認、防災用品の常備などに努めるとともに、地域の防災訓練等において、要援護者も訓練等と共に参加し、避難情報の表現の変更の周知等により、地域の防災力を高める取り組みを行います。	行政（総務課・健康福祉課） 地域・個人
・災害時に自力での避難が困難な高齢者や障害者等が迅速に避難できるよう、『避難行動要支援者名簿及び個別避難計画』を整備し、毎年更新します。	行政（総務課・健康福祉課） 地域
・要配慮者利用施設の利用者の避難を確保するため、対象となる施設での『避難確保計画』の策定や、訓練、職員研修などに対する支援を行います。	行政（総務課）
・高齢者を狙った悪徳商法が多様化する中、自らを守るための知識の習得と意識啓発を行います。	行政（総務課・産業振興課） 地域包括支援センター 地域
・空き家の管理が適切に行われるよう、所有者への働きかけを行います。	行政（建設環境課） 地域
・保護司や関係団体と連携し、犯罪や非行の更生等に係る啓発活動や刑務所など矯正施設を出所する人の社会復帰を支援します。	行政（健康福祉課） 地域包括支援センター 社会福祉協議会

= 第4章 基本的目標の実現のための具体的方策 =

※ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

「三川町避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害発生時に自力での避難が困難な高齢者や障害者（避難行動要支援者）の情報を記載した台帳及び用意している藁の名前や現在の症状等を記載した個別避難計画を作成し関係機関で共有することにより、災害発生時等の避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うための取り組みのこと。

7. 児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、高齢者虐待、障害者虐待等の防止に向けた連携

外音からは見えにくい家庭内で起こることの多い児童虐待やDV、高齢者虐待、障害者虐待等について、早期発見・早期対応に努めるための取り組みを行います。

<今後の取り組み等>

取り組み	実施主体
・地内で児童虐待が発生した場合に、児童相談所等の関係機関との連携を図り、迅速な実態把握と早期対応に努めます。	行政（健康福祉課） 地域
・地内でDVが発生した場合に、県関係機関等との連携を図り、救済のための迅速な対応に努めます。	行政（健康福祉課）
・高齢者虐待については、地域包括支援センターと関係機関・福祉事業者等との連携により、虐待の未然防止や早期対応に努めるなど、その支援体制の充実を図ります。	行政（健康福祉課） 地域包括支援センター 関係機関 福祉事業者
・障害者虐待については、虐待防止についての周知を図るとともに、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、疑いがもたれる場合には、関係機関・福祉事業者等との連携により、虐待の未然防止や早期対応に努めるなど、その支援体制の充実を図ります。	行政（健康福祉課） 関係機関 福祉事業者
・家庭において、高齢者、障害者、子どもに対する虐待の背景に着目し、虐待を行った介護者・養育者が抱える課題に対する支援に努めます。	行政（健康福祉課） 地域包括支援センター 関係機関 福祉事業者

※ 障害者虐待

「障害者虐待」とは、養護者（障害者の家族、親族、同居人等）による虐待、障害者福祉施設従事者等（障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する人）による虐待、使用者（障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者）による虐待をいう。

8. 権利擁護の啓発と普及

ひとり暮らし高齢者や障害者等が増加する中、物事を判断する能力が十分でなく第三者の援助が必要な認知症高齢者や障害者等に対して権利擁護制度について周知を図ります。

<今後の取り組み等>

取り組み	実施主体
・行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携して、権利擁護の必要な人の把握に努めます。	行政（健康福祉課） 地域包括支援センター 社会福祉協議会 地域

第4章 基本的目標の実現のための具体的方策

取り組み	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・地域でできる限り自立した生活を継続していくために、適切なサービスを受けることができるよう、社会福祉協議会の『日常生活自立支援事業』や『成年後見人制度』の周知に努めます。 	行政（健康福祉課） 地域包括支援センター 社会福祉協議会

※ 権利擁護

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用に関する相談や助言、各種手続きや支払い、財産管理等を手助けし対象者の権利を守ること。

※ 日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約により、日常の金銭管理などのサービスを行う事業のこと。

※ 成年後見人制度

財産管理等に関する公益保護を目的とし、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者が後見人等の支援を受けて契約やサービス利用を行う制度のこと。

9. 住環境の整備

生活困窮者等の住まいの確保や自立に向けた取り組みを行い、住みやすい環境を整備します。

＜今後の取り組み等＞

取り組み	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な町営住宅等の提供を行い、生活困窮者、高齢者や障害者など、多様な住宅ニーズへの情報提供や相談体制の充実に努めます。 ・空き家のリフォーム支援などにより、空き家の積極的な利活用を促進します。 	行政（建設環境課）

【基本目標4】一人ひとりが築く協働のまち

〈現状と課題〉

これまで、住民一人ひとりが地域社会の主役であるという考え方のもと、住民・地域・行政などがそれぞれ役割をもって地域づくりに取り組んできましたが、今後さらに互いに知恵を出し合い、連携・協力し合いながら協働のまちづくり、福祉のまちづくりに取り組む必要があります。

住民一人ひとりが地域社会の主役であるという考え方のもと、住民・地域・行政が共に知恵を出し合い、良きパートナーとして連携・協力し合い、行動する協働のまちづくりに取り組みます。

〈具体的方策〉 住民の参画によるコミュニティ（町内会・地域）の形成

1. 住民の参画機会の拡充と経験・技術の活用

地域社会の主役である住民が地域づくりに参画できる機会を拡充するとともに、住民の経験・技術が生かされる環境の整備に取り組みます。

〈今後の取り組み等〉

取り組み	実施主体
・審議会、委員会等の委員への住民の積極的登用を図り、住民がまちづくりに参画する機会の拡充を図ります。	行政（全体）
・広報みかわ、ホームページ等提供情報の充実を図るとともに、町長と語る会、パブリックコメント等住民が意見・提言を出しやすい環境づくりに努めます。	行政（全体）
・各種事業、イベント（行事）等の開催に際し、住民の経験・技術が生かされる場面の創出と協力の呼びかけを行います。	行政（全体） 地域
・住民一人ひとりが地域社会の主役であるという考え方のもと、積極的に町政、地域活動に参画します。	地域・個人

※ パブリックコメント

行政が計画等を策定する際に、住民の意見を聞き、それを考慮しながら最終決定するという仕組み。

2. ボランティア団体等への活動の場の提供

必要とされる手助け（需要）と対応（供給）の状況についての把握に努め、ボランティア団体や町民への情報提供を行い、その活動の活性化とボランティアの増加を図ります。

〈今後の取り組み等〉

取り組み	実施主体
・ボランティア団体等の活動内容を把握し、活動の支援とともに、需要と供給を結ぶ総合調整機能の強化を図ります。	行政（健康福祉課） 社会福祉協議会

3. 関係機関、町内会等との連携

地域福祉、地域活動の中核を担う社会福祉協議会や町内会、関連する機関・団体等が連携を密にし、効果的な活動ができるような環境の整備を促進します。

= 第4章 基本的目標の実現のための具体的方策 =

<今後の取り組み等>

取り組み	実施主体
・社会福祉協議会が地域福祉の中核的団体として、機能を発揮できるよう適切な支援を行います。	行政（健康福祉課）
・行政と町内会との役割を明確にし、町内会が行う活動への支援策の充実を図ります。	行政（総務課・企画調整課）
・福祉員、民生委員・児童委員が地域の中で適切な活動ができるよう研修機会や相談機能の充実を図ります。	行政（健康福祉課） 社会福祉協議会

5章 計画の推進に向けて

1. 少子高齢化社会に対応した見守り・支え合いの仕組みづくり

本格的な少子高齢化とともに、核家族化や住民の職業の多様化などから、これまでみられてきた家族や地域による支え合いの関係が希薄化してきていることから、地域住民と行政が一体となった見守り・支え合いの仕組みづくりが必要です。

本町においては、以下の3つのエリアによる見守り・支え合いの充実を図ります。

(1) 近隣エリア

主たる機関・団体等 ~ 家族、近隣、班、隣組など

主たる役割・機能等 ~ 支援を必要とする人への日常生活の中での声かけ、見守り・支え合い、緊急時における支援など



(2) 町内会エリア

主たる機関・団体等 ~ 町内会、福祉員（町内会長）、民生委員・児童委員、保健委員など

主たる役割・機能等 ~ 各種町内会活動の推進、身近な相談・支援、行政や関係機関への連絡・調整、啓発学習活動など



(3) 全町エリア

主たる機関・団体等 ~ 行政、地域包括支援センター、母子健康包括支援センター、社会福祉協議会、福祉事業者など

主たる役割・機能等 ~ 各種福祉サービスの提供、地域ケア会議の開催、相談・支援関係機関への連絡・調整、町内会活動への支援など

2. 地域福祉を支える担い手と役割

(1) 住民の役割

これからの地域福祉は、住民一人ひとりが自分の住む地域に关心を持ち、福祉サービスの受け手にとどまらず、担い手として積極的に地域(町内会)に関わり、自分達の住む地域を良くしていくこうとする取り組みが必要となってきます。近所同士が互いに声をかけ助け合うことで関わりを深め、地域の高齢者や障害者などの支援を必要とする世帯への見守り・支え合い活動に取り組みます。

(2) 町内会の役割

本町には古くから、互助の精神に基づく近所付き合いや、支え合い、助け合いに関する習慣があり、町内会を基盤とした地域活動も活発に行われてきました。近年、少子高齢化とともに核家族化や住民の職業の多様化などから家族や地域の支え合いが希薄化してきている

ことから、近所付き合いの活発化や人と人とのつながりを深めるための交流事業など、その役割がますます重要となってきており、より一層積極的な取り組みが必要です。

また、近所同士による見守り・支え合いをより効果的に推進していくために、町内会による支援とそのネットワークづくりに取り組みます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、その制度発足以来、一貫して地域住民の身近な相談役として活動してきました。今後は、地域において支援を必要とする高齢者や障害者、ひとり親家庭などの相談・援助だけでなく、町内会における見守り・支え合いのネットワークの中心的な立場での活動を担います。

(4) 保健委員の役割

保健委員は、行政と町内会をつなぐパイプ役として地域の健康づくりを推進するとともに、町の保健事業への協力、参加など幅広い役割を担っています。

地域住民が生活習慣病予防や心の健康、介護予防など必要とする総合的保健医療サービスが受けられるよう、行政からの情報提供や研修等を受け活動していきます。

(5) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、高齢者はもとより地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援し、地域のサービス提供体制を町とともに構築する役割を担っています。

町直営である特長を生かして高齢者等を取り巻く問題に対して、関係機関と連携を図りながら迅速かつ適切に対応するなど、地域包括支援センター機能の強化を図っていきます。

また、地域の主体性や特性に基づき、町民が積極的に介護予防や生活支援に取り組むことができるよう、地域支援事業を展開していきます。

(6) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を進めていくうえで、社会福祉法第109条において地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会の活動は非常に重要です。

今後も、社会福祉協議会が地域に密着して活動してきた経験や民間組織としての機動性・柔軟性を活かした地域福祉の取り組み、さらに、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」を踏まえた地域での見守り・支え合いの“福祉のネットワーク”の中心的機関としての役割を担います。

(7) 行政の役割

地域福祉の中心的役割を担うのは地域住民や社会福祉協議会であるとはいえ、行政が地域住民の健康で文化的な生活を保障する役割を担い続けることに変わりありません。「公助」として「自助」、「共助」への支援や社会福祉協議会、町内会等の関係機関・団体との協働など行政の役割は引き続き大きなものがあります。

= 第5章 計画の推進に向けて =

さらに、地域福祉における行政の役割は福祉部門のみならず、様々な分野で町民生活と密接に関連しています。そのため、本計画の推進にあたっては、保健、医療、介護、福祉のほか、防災・防犯、教育、環境などの関係課との連携により、全庁的に取り組む体制の強化に努めます。

また、今後、支援を必要とする在宅の高齢者、障害者の増加が見込まれるため、保健、医療、介護等の一体的な体制づくりが求められており、これに児童福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの充実・強化が不可欠であり、児童相談所、保健所、医師会をはじめとする関係機関・団体、介護事業者、相談事業者等との連携による取り組みの一層の充実に努めます。

三川町地域福祉計画策定委員会委員名簿

自 令和3年12月15日

至 計画策定の日

番号	選出区分	氏名	所属等
1	町内会長	本間 武	町内会長連絡協議会
2	民生委員・児童委員	上野 千晶	民生児童委員協議会
3	保健福祉団体	綱田 和子	保健委員協議会
4	//	高橋 すみ子	ボランティア連絡協議会
5	//	吉永 哲也	老人クラブ連合会
6	障害者団体	阿部 善矢	身体障害者福祉協会
7	福祉事業者等	本多 一明	社会福祉法人けやき なの花荘
8	//	松澤 透	社会福祉協議会
9	町の職員及び執行機関の委員	石川 稔	町職員
10	//	丸山 裕之	//

○事務局

所属	氏名
健康福祉課長	中條 一之
福祉主査兼係長	木村 功
福祉係主事	長谷川 智貴

三川町地域福祉計画(第4期)

令和4年3月

編 集 三川町健康福祉課
発 行 三 川 町
〒997-1301
山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85
TEL 0235-35-7030 (直)
0235-66-3111 (代)
FAX 0235-66-3139